

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律 (建設職人基本法)について

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(H28.12.16法律第111号)抜粋

第1条(目的)

この法律は、国民の日常生活及び社会生活において建設業の果たす役割の重要性、建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、都道府県及び建設業者等の責務を明らかにするとともに、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資することを目的とする。

第3条(基本理念)

建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められることにより、行わなければならない。

2 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、このために必要な措置が建築物等の設計、建設工事の施工等の各段階において適切に講ぜられることにより、行わなければならない。

3 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られることを旨として、行わなければならない。

4 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られることを旨として、行わなければならない。

第9条(都道府県計画)

都道府県は、基本計画を勘案して、当該都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画(都道府県計画)を策定するよう努めるものとする。

2 都道府県は、都道府県計画を策定し、または変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

山梨県では、法第1条の目的及び法第3条の基本理念に則った施策については、国の基本計画変更(令和6年6月13日閣議決定)のうち、次ページ以降の内容を実施しています。

また、山梨労働局開催の「建設工事関係者連絡会議」により推進体制を確保します。

このことについては、※令和5年1月31日付け通知に基づいた対応となります。

※令和5年1月31日付け通知

「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律第9条第1項(都道府県計画)に係る対応等について(基安安発0131第1号、国不専建第63号)各都道府県建設業担当部局長、各都道府県入札契約担当部局長あて 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長、国土交通省不動産・建設産業局建設市場整備課長

山梨県が実施する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策(取組)一覧(1/4)



国 基本計画変更の施策、事項	県の施策(取組)	最新の県通知等(URL)
安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等	建設業の請負契約において、仮に不当に低い請負代金や不当に短い工期で締結されれば、受注者に工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段等を強いることになり、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害等の発生につながる恐れがある。そのため、請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切に確保する。	- 令和6年11月11日付け技管第1086号設計書等作成の運用について(通知) - 週休2日適用工事実施要領の一部改定について(通知)R6.4.24技管第211号 https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/sekkeisekisan.html(設計積算情報(県土整備部))
安全及び健康に配慮した工期の設定	- 公共工事品質確保法に則り、公共工事に従事する者の休日、工事実施に必要な準備期間、天候、その他やむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、週休2日の確保をした上で施工に必要な適正工期を設定して工事の発注を行う。 - 一時期に工事が過度に集中することを避けるため、債務負担行為の積極的な活用等により施工時期を平準化する等、計画的な発注を行う。	- 工期に関する基準の実施について(周知)R6.4.10技管第91号 「土木工事における適切な工期設定の考え方」の改定について(通知)R7.1.15技管第1284号 - 週休2日適用工事実施要領の一部改定について(通知)R6.4.24技管第211号 https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/koukisettei.html(適切な工期設定について) - 公共工事の施工時期の平準化の取組の推進について(通知)R6.4.10技管第116号
- 責任体制の明確化 - 建設業者間の連携の促進 - 一人親方等の安全及び健康の確保	- 建設工事は、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要であることから、施工体制台帳・施工体系図の提出書類の確認及び施工プロセスチェックにより一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結、労働安全衛生法令に基づく元請負人による統括安全衛生管理、一人親方等の安全及び健康の確保のための措置等に関して、法令遵守の徹底を図る。 - 関係団体等が行う一人親方等の安全及び健康の確保に向けた研修会・講習会等について、県HPにより周知・啓発に取り組む。	- 建設業法施行令の一部を改正する政令の公布に伴う対応及び施工体制台帳チェックリストの一部改正について(通知)R7.1.30技管第1351号 https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/sekoutaiseidai/chouchecklist.html(施工体制台帳を提出する際に用いるチェックリストの運用) - 山梨県建設業ゼロ災宣言運動http://www.kensaibou-y.jp/zero_dst/yoryo.html(建設業対策室HP 建災防山梨支部HP) - 建災防方式「新ヒヤリハット報告」 https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/5bcc2545e5c138f9a1315e22c6584b207e7e0bd8.pdf(建災防山梨支部HP) - 建災防の安全衛生講習会http://www.kensaibou-y.jp/koushu/webschedule/index.html(建災防山梨支部HP) - 山梨県建設組合連合会HPhttps://www.ykkr.com/(山梨県建設組合連合会HP)

山梨県が実施する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策(取組)一覧(2/4)

国 基本計画変更の施策、事項	県の施策(取組)	最新の県通知等(URL)
工法や資機材の開発普及の促進	- 設計段階より、建設工事の現場の施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法等を検討すると共に、NETISを活用した「公共工事等における新技術活用システム」による新技術の効果的な活用を促進する。 - i-constructionの取組により、生産性を向上し、企業経営環境の改善、働く人の賃金向上、安定した休暇の取得など従事者の処遇改善と建設業の働き方改革の促進を図る。	https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS/PubEntrance/PubEntrance?ReturnUrl=%2fNETIS(国土交通省 新技術情報提供システム) - 山梨県県土整備部ICT活用工事施工要領の改定について(通知)R6.3.19技管第1602号 - 山梨県i-construction推進連絡会議の開催R2. 9.14要項 https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/jyohoukasekou.html(ICT活用工事等関係情報)
- 安全衛生教育の促進 - 安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進	建設工事関係者連絡会議等により、労働災害の事例や効果的な防止対策等の情報収集を行い、県発注工事のプロセスチェック等の機会を活用して、現場レベルでの周知を行い、安全衛生教育の促進と、安全及び健康に関する意識の醸成を図る。	令和6年度における建設業の安全衛生対策の推進について(通知)R6. 5.21技管第337号
- 社会保険等の加入の徹底 - 特別加入制度への加入促進等の徹底	建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保や公平で健全な競争環境の構築を目的として、社会保険等(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)未加入業者に対して、平成24年度から加入に向けた取り組みを実施しており、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保並びに建設業者及び建設工事従事者の社会保険の加入の徹底を推進する。	- 県工事における社会保険の加入に関する指導強化の一部修正について(通知)H30.6.7技管第383号 https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/sakaihokentaisaku.html(建設業社会保険対策)
建設キャリアアップシステムの活用推進	建設技能者の処遇改善や現場管理を効率化し、建設業が魅力的な職場となり中長期的な担い手の確保・育成を促進するためCCUSの普及活用を推進する。	「建設キャリアアップシステム(CCUS)活用モデル工事」の試行について(通知)R6.6.24技管第511号 https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/ccus.html(建設キャリアアップシステム(CCUS))

山梨県が実施する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策(取組)一覧(3/4)



国 基本計画変更の施策、事項	県の施策(取組)	最新の県通知等(URL)
「働き方改革」の推進	時間外労働の上限規制の適用による慢性化する長時間労働の是正と休日の確保、従事者の高齢化対策と若年入職者の確保・育成は建設業の喫緊の課題となっており、これらの課題解決に向け、第3次担い手三法や労働基準法の趣旨を踏まえ、適正な工期設定、週休2日の推進等休日の確保、適切な賃金水準の確保等、建設業における働き方改革を進め、若者をはじめとした入職の促進等、中長期的な担い手の確保を図る。	- ウィークリースタンス実施要領の一部改定について(通知)R6.3.1技管第1503号 - ワンデーレスポンス実施の手引きについて(通知)R6.3.1技管第1526号 - 週休2日適用工事実施要領の一部改定について(通知)R6.4.24技管第211号 - 工事書類限定検査の試行について(通知)R6.12.18技管第1236号 https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukari/uxikurisutansu.html(ウィークリースタンス) https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukari/onedayresponse.html(ワンデーレスポンス) https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukari/syukyufutsuka.html(週休2日適用工事) https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukari/koujisyoruigenteikensa.html(工事書類限定検査) https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukari/koujisyorui-slimguide.html(山梨県工事書類スリム化ガイド(ver1.1))
- 労働安全衛生法令の遵守徹底等 - 墜落・転落災害防止対策の充実強化 - 建設業者等による自主的な取組の促進 - 増加する外国人労働者の労働災害への対応	労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底、特に、墜落制止用器具の使用の徹底、作業床の端や開口部等への囲い、手すり等の設置、足場の組立て時等及び作業開始前の点検の徹底等を図る。さらに、新規入職者をはじめとして、高所作業従事者一人一人の危険感受性を向上させるための取組の促進を図る。	- 土木工事安全施工技術指針R6. 4 - 令和6年度における建設業の安全衛生対策の推進について(通知)R6. 5. 21技管第337号
熱中症、騒音障害防止対策	- 令和6年3月27日の中央建設業審議会による工期に関する基準の改定を受け、山梨県でも工期設定にあたって考慮すべき不稼働日に猛暑日を追加し、工期の算定を行う。また、休工日以外の真夏日の施工日については、現場管理費を補正して、公共工事における熱中症防止対策を実施する。 - 騒音振動対策として、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」に基づき適切に対応する。	- 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領の改定について(通知)R2.9.29技管第553号 「土木工事における適切な工期設定の考え方」の改定について(通知)R7.1.15技管第1284号 - 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針S62.4.16 https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukari/netyuusyoutaisaku.html(熱中症対策に資する現場管理費補正について) https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukari/koukisettei.html(適切な工期設定について)

山梨県が実施する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策(取組)一覧(4/4)

国 基本計画変更の施策、事項	県の施策(取組)	最新の県通知等(URL)
解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等	石綿使用の有無に関する事前調査の実施、事前調査結果に基づく作業の実施と記録の作成等の石綿ばく露防止対策の関係法令に基づいた適切な措置の徹底等を図る。	https://www.pref.yamanashi.jp/kenchiku/utaku/95982140382.html(解体工事等の建設工事における石綿の適切な取扱い)
女性の活躍促進	- 女性技術者の活躍推進に向けた会議の開催 - 産学官が連携し、女性が幅広く活躍できる可能性を広げ、働きやすい環境づくりを進め、魅力ある建設業の実現を目指した「けんせつ小町甲斐」等の取組を実施する。	https://www.y-kenkyo.or.jp/cc/ymns/woman.html(やまなし魅力ある建設産業推進協議会HP 女性活躍)
高年齢労働者の安全及び健康の確保	厚労省の「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づいた取組の促進を図る。	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10178.html(厚生労働省HP「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン))
関係者における連携、協力体制の強化	発注機関(国・県)、建設関係団体(建設業協会・建設業労働災害防止協会)、労政行政機関(山梨労働局)による建設工事関係者連絡会議において、安全衛生に配慮した発注の促進、統括安全衛生管理の徹底のための安全衛生パトロールの実施等の取組を推進する。	- 令和6年度建設工事連絡会議実施(R6. 7. 29) - 各地区毎の年末安全合同パトロール実施 (甲府地区:R6.12.17)(峡北地区:R6.12.2) (峡南地区: R6.12.6) (東部地区、富士北麓地区:R6.12.4)